

京都市告示第 428 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 17 年 1 月 21 日

京都市長 榎 本 頼 兼

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科勸修寺経 10号線	山科区勸修寺御所内町17番地の1地先から	旧	メートル 34.40	2.65 ～メートル 3.15
	同町68番地の2地先まで	新	34.40	4.00 ～ 4.50
嵯峨野緯36号 線	右京区嵯峨野西ノ藤町1番地の1地先から	旧	35.80	2.20 ～ 2.85
	同町30番地地先まで	新	35.80	3.26 ～ 3.58
嵯峨野緯54号 線	右京区嵯峨野東田町6番地の1地先から	旧	52.60	2.60 ～ 6.00
	同町18番地の11地先まで	新	52.60	5.08 ～ 6.74

(建設局道路部道路明示課)